被災住宅の応急修理制度 Q & A (第3版)

新潟県防災局防災企画課

R4.9.9

No.	内容	回答
(1)制度全般について	
1	応急修理とはどのような制度か	災害のため住宅が中規模半壊、半壊若しくは準半壊を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。【基準額(消費税込み)】 半壊・中規模半壊・大規模半壊・(全壊):655,000円以内準半壊(損壊割合10%以上の場合に限る):318,000円以内
2	新潟県制度はどのような制度か	災害救助法による応急修理(以下「国制度」という。)の費用の限度額に上乗せして、 基準額の範囲内で支払う制度です。国制度とまとめて、市町村が業者に依頼し、修理 費用を市町村が直接業者に支払います。 なお、県制度では、所得要件はありません。 【基準額(消費税込み)】 大規模半壊・(全壊):1,000,000円以内 半壊・中規模半壊:500,000円以内 準半壊(損壊割合10%以上の場合に限る):300,000円以内

No.	内容	回答
3	住宅の応急修理制度の対象となる市町村はどこか	災害救助法が適用された村上市、胎内市、関川村になります。
4	<u>応急修理はいつまでに申し込めばよいか。</u>	<u>令和4年12月28日(水曜日)までにお住まいの市町村へお申し込み下さい。</u>
<u>5</u>	応急修理はいつまでに完了すればよいか。	<u>令和5年3月31日(金曜日)までに完了してください。</u>
<u>6</u>	住宅の応急修理制度と被災者生活再建支援金は併給してもよいか。	併給は可能です。 なお、被災者生活再建支援金の加算支援金(補修)を申請する場合は、自己負担 分の契約が必要となります。

No.	内容	回答
(2))対象者について	
1	準半壊、半壊、大規模半壊などの要件を満たしているかどうか は、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、または被災者台帳により確認します。 なお、り災証明書の提出は、申し込み後でも可能です。 ただし、工事完了報告までにこれらの書類が提出いただけない場合は、住宅の応急修理制度の対象として見なされない場合がありますのでご注意ください。
2	「全壊」の住家は対象にならないのか。	「全壊」の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。 しかし、「全壊」の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合には対象となることがあります。
3	申込の際に必要となる書類としては何か。	必要な書類は以下のとおりです。 ア 住宅の応急修理申込書(様式第1-1号) イ 住宅の被害状況に関する申出書(様式第1-2号) ウ り災証明書(コピー可) エ 施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真(様式は任意) オ 修理見積書(様式第3号) (後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。) カ 資力に関する申出書(様式第2号) (ただし、大規模半壊の場合は添付不要) ※ なお、完了後に、工事の施工前・施工中・施工後の写真も必要となります。

No.	内容	回答
4	借家は対象となるか。	借家の場合、本来所有者が修理を行うものですが、所有者が修理を行えず、かつ居住者の資力をもってしては修理ができないことにより、居住する場所を失う場合には、所有者の同意を得て応急修理を行うことができます。この場合、所有者が修理を行えない理由を確認する必要がありますので、資力に関する申出書の他に、課税証明書や火災保険金の受領等がわかる書類を提出していただきます。 ※火災保険や共済などにより、保険金等が支払われている場合は対象外となりますので、当該災害により保険金等の受領の有無についても確認します。申請は、居住者が申請者の同意を得て行い、所有者の同意書及び所有者の課税証明書等の提出が必要です。 なお、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理が対象となるため、空室の場合は申請できません。
5	1階が損壊しているが、現在も被災建物に住んでいる場合でも、 応急修理の要件を満たせば、応急修理の対象となるか。	応急修理の要件を満たせば、対象となります。
6	併用住宅は対象となるのか。	応急修理は、日常生活を営んでいるところに適用されるため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば、当該箇所について修理の対象となります。

No.	内容	回答
7	住民票は一つだが、例えば母屋と離れのように別居している世帯 の場合、母屋と離れそれぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば可能です。 ただし、母屋と離れをつなぐ連絡路や廊下などは対象とはなりません。
8	二世帯住宅で、玄関は一つだがそれ以外は完全に生活スペースが分離している(トイレ・風呂等が2つ、住民票が2つ、公共料金のメーターが2つでそれぞれ別請求など)の場合、各世帯ごとに申込可能か。	それぞれの世帯ごとに申込が可能です。なお、二世帯住宅の場合、実質的に世帯ごとに 生活の場が分かれていれば、それぞれの世帯から申込みいただいて構いません。 (生活の場が同一で、共用部分を修理するために2世帯以上分を申込むことはできま せん。)
9	別荘は応急修理の対象となるか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象となりません。
10	既に修理に取りかかっている場合、制度の対象となるか。	既に修理に取りかかっている場合であっても、支払に至っていない場合は、対象となります。 一方、既に支払っている場合は、対象となりません。(被災者へ、直接現金給付することはできません。)
11	中規模半壊以下で、資力に関する申出書(様式第2号)を 提出しない場合は、対象となるか。	国制度は対象になりませんが、県制度は対象となります。

No.	内容	回答
(3))住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方について	
1	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
2	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
3	仕様がグレードアップするような工事も対象となるか。	原則的に対象となるのは原状復旧にかかる部分のみであり、グレードアップする部分は対 象となりません。
4	仕様をグレードアップする場合、グレードアップに要する差額分を 自己負担すれば、同等品の価格相当分は応急修理制度の対 象となるか。	仕様のグレードアップは、金額に関わらず、応急修理の対象外となります。
5	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更することは対象と なるか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房を追加するなど、グレードアップする場合は対象となりません。

No.	内容	回答
6	家電製品が壊れた場合は対象となるか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
7	屋外設置型給湯器は対象となるか。	浸水等により破損した給湯器(配管、貯湯タンク、室外機)は対象となります。 ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 (必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示してください。)
8	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の 対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 なお、家電製品や家財等の運搬・処分費は、対象外となります。
9	浸水した床板を乾燥させるために取り外し、乾燥させた後に床板 を再利用する場合、床板の取り外し及び再設置に要する費用は 対象となるか。	床板を乾燥させるための経費は修理費用ではないこと、再利用できる床板は修理の必要がない(破損していない)とみなすことから、対象外となります。 なお、補修または交換が必要な床板の場合は、制度の対象となります。
10	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか。	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。 なお、床板を修理せず、浸水した床下断熱材のみを交換する場合も対象となります。

No.	内容	回答
11	畳の交換は対象となるか。	床と併せて畳などの修理を行う場合は対象となります。 畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。
12	内部建具(ドア、ふすま、障子)は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
13	内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁(住家内に面する壁、間仕切壁等)が破損した場合については、対象として差支 えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象 になりません。
	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。

No.	内容	回答
15	台所の流し台(キッチン)を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化の I Hクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台(キッチン)は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として 差し支えありません。 損傷した流し台と吊戸棚が一体となっているからといっても、浸水していない、損傷してい ない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。 I Hクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロから I Hクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対 象外となります。
16	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であることから、応急修理の対象外となります。
17	浄化槽のブロワーの交換や修理は対象となるか。	浄化槽を修理しなければ便所等が使用できない状況であれば対象となります。
18	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。(暖房便座は可。) ・被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支えありません。 ・被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合は対象外となります。 ・和式便器から洋式便器(暖房便座は可。)は対象として差し支えありません。(ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。) ・自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えません。

No.	内容	回答
19	温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支えありません。 ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
20	国制度と県制度で対象範囲の違いはあるか。	県制度は、国制度の対象範囲とそれに準ずる箇所としております。 このため、基本的には国制度の対象範囲と同様であり、国制度で足りない金額を県制度で請求してください。
21	DIYの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	DIYは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
(4)) 基準額等について	
	修理を複数業者へ依頼する場合、合計金額内であれば可能か?また、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能か。	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。 その場合、見積書は、修理業者ごとに作成しても、1 枚にまとめて作成しても差し支えありません。

No.	内容	回答
2		世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば可能です。 ただし、母屋と離れをつなぐ連絡路や廊下などは対象とはなりません。
3	応急修理の額が限度額を超える場合は、どのように申し込んだら よいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書(様式第3号)を作成し、各市町村窓口に提出してください。なお、限度額を超える部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約していただく必要があります。 被災者負担分:被災者⇔施工業者応急修理負担分契約:各市町村⇔施工業者
4	上限額は税込か。	税込です。
(5)手続の流れについて	
1	応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 (ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。)

No.	内容	回答
2	申請時に提出する「り災証明書」は、コピーか原本か。	コピーで差し支えありません。
3	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	写真等で見積書の内容が確認できれば、図面は不要です。
(6))様式について	
1	様式に適宜項目を追記してよいか。	基本を大きく変えなければ追記して構いません。
2	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 なお、修理業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えること ができます。その場合も、国制度分と県制度分と被災者負担分がわかるように記載してく ださい。
3	修理前または修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合には、 どのようにすればよいか。	写真を撮り忘れた場合は、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について、図面に破損個所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施行するかを詳細に「申立書」(任意様式)に記載し、提出してください。